

↳ 過誤等により他人名義となった財産

Q : 私は、先月、住宅を取得しました。登記などの手続を仲介をした親戚に全て任せるところ、私の単独所有のはずが間違っ妻との共有と登記されてしまいました。この場合、贈与税が課されるのでしょうか？

A : 贈与税の申告又は更正若しくは決定の日までに、あなたの単独所有に名義変更しなければ贈与税が課されます。

【解説】

自己の所有していた不動産、自動車などの名義を他人名義に変更の登記、登録をしたこと、又は他人名義により不動産、自動車などを登記、登録をしたことが過誤に基づき、又は軽率に行われたものであり、かつそれが取得者等の年齢、社会的地位、その他により確認できるときは、これらの財産にかかる最初の贈与税の申告又は更正若しくは決定の日までに、これらの財産の名義を取得者の名義に変更した場合に限り、これらの財産の贈与はなかったものとして取扱われます。

ご質問の場合、共有名義の登記をしたことは、過誤に基づき行われたものと考えられますので、来年の贈与税の申告期限までにあなたの単独所有の登記に変更すれば、贈与税は課されないものと思われます。また、後日、内容を証明しなければならない場合を想定して、あなたが単独で住宅を取得したことを証する書類（売買契約書、領収書など）を保存しておく必要があります。

